**法令遵守状況の自主点検に関するアンケート回答票**

回答期限：令和４年１０月２１日（金）まで

|  |  |
| --- | --- |
| **ＷＥＢ回答**下記のＱＲコード又は全ト協ＨＰより回答ください。 | **ＦＡＸ回答**全ト協企画部宛てに送付ください。ＦＡＸ:０３－３３５４－１０１９ |

（留意事項）

○回答は匿名のため、現況を正確に把握する観点から、率直な回答をお願いします。

○令和４年度の取引条件、価格交渉等について回答してください。

所属する都道府県トラック協会を記入ください。 　　　 　　　　　　　　トラック協会

１．取引先事業者との価格転嫁状況の認識

|  |
| --- |
| 問１　貴社は、発注者の立場において、取引先事業者（発注先）との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁を受け入れていますか。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 概ね転嫁を受け入れている。　　 （目安：80％～100％） |
|  | 一部転嫁を受け入れている。　　 （目安：40％～79％） |
|  | ほとんど転嫁を受け入れていない。（目安：０％～39％） |

|  |
| --- |
| 問２　貴社は、毎年９月と３月の価格交渉促進月間のタイミングで、取引先事業者（発注先）からの価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じるようにしていますか。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | はい |
|  | いいえ |
|  | ９月や３月以外のタイミングで、少なくとも年1回、定期的に価格交渉に応じている |

|  |
| --- |
| 問３　貴社は、受注者の立場において、取引先事業者（発注元）との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁ができていますか。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 概ね転嫁できている。　　 （目安：80％～100％） |
|  | 一部転嫁できている。　　 （目安：40％～79％） |
|  | ほとんど転嫁できていない。（目安：０％～39％） |

２．問題につながるおそれのある行為

|  |
| --- |
| 問４－１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことはありますか（価格の交渉の場を設けなかった場合も含みます。）。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある。 |
|  | 明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことはない。 |

|  |
| --- |
| 問４－２　問４－１において「明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 過去に取引価格を据え置いたことがあるものの、現在、コスト上昇分の取引価格の反映の必要性について明示的に協議している。 |
|  | 過去に取引価格を据え置いたことがあるものの、現在は取引価格を据え置いていない。 |
|  | 現在も取引価格を据え置いているが、今後、速やかにコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定である。 |
|  | 現在も取引価格を据え置いているものの、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定はない。 |

|  |
| --- |
| 問５－１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が取引価格の引上げを取引先事業者から求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことはありますか。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある。 |
|  | 価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことはない。 |

|  |
| --- |
| 問５－２　問５－１において「価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 現在、文書や電子メールなどで理由を回答することとしている。 |
|  | 今後、速やかに文書や電子メールなどで理由を回答する予定である。 |
|  | 文書や電子メールなどで理由を回答する予定はない。 |

|  |
| --- |
| 問６－１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に、支払期日までに下請代金を支払わなかったことはありますか。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 支払期日までに下請代金を支払わなかったことがある。 |
|  | 支払期日までに下請代金を支払わなかったことはない。 |

|  |
| --- |
| 問６－２　問６－１において「支払期日までに下請代金を支払わなかったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 現在、支払期日内に支払っている。 |
|  | 支払期日までの支払はできていない。 |

|  |
| --- |
| 問７－１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇によってコストが増加したことを理由に、下請代金を減じて支払ったことはありますか。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 下請代金を減じて支払ったことがある。 |
|  | 下請代金を減じて支払ったことはない。 |

|  |
| --- |
| 問７－２　問７－１において「下請代金を減じて支払ったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 現在は支払代金を減じていない。 |
|  | 現在もコストが増加しているため、支払代金を減じている。 |

３．法遵守に向けた社内管理体制

|  |
| --- |
| 問８　「買いたたき」、「減額」又は「支払遅延」に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか（複数回答可）。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規定・マニュアルを整備している。 |
|  | 独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する研修を実施している。 |
|  | 管理体制を構築していない。 |

|  |
| --- |
| 問９　パートナーシップ構築宣言について、以下のうち、どのような対応をしていますか。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 宣言済みであり、取引先に周知済みである。 |
|  | 宣言済みであるが、取引先に周知していない。 |
|  | 宣言していないが、宣言することを検討中である。 |
|  | 宣言しておらず、宣言することも検討していない。 |
|  | そもそも知らなかった。 |